恵庭市告示第９３号

負傷動物の収容について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３６条第２項に基づき、次のとおり負傷動物を収容しましたので告示します。

令和８年１０月５日

恵庭市長　原田　裕

１．収容年月日　　令和８年（2026年）10月１日

２．拾得の日時　　令和８年（2026年）10月１日

３．拾得の場所　　恵庭市恵み野西４丁目

４．収容の事由　　負傷

５．収容の場所　　石狩振興局環境生活課（札幌市中央区北３条西７丁目）

６．動物の区分　　猫

７．品　種　　雑種

８．大きさ　　中

９．毛　色　　黒

10．性　別　　オス

11．推定月年齢　　不明（３才以下）

12．鑑札等　　なし